

こども



出産を迎える方に

母子健康手帳

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

妊娠の診断を受けた方は、妊娠届を健康福祉課または母島支所へ提出してください。「母子保健手帳」と「母と子の保健バッグ」を交付します。

妊娠期間中に妊婦健康診査を、契約医療機関で2回受けることができます。また、出産予定日において35歳以上の方は、妊婦超音波検査も受けられます。

妊娠中毒症等医療費助成

島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2 - 2 9 5 1

妊娠中毒症などで入院医療を必要とする場合は、その症状により医療費の助成を行っています。(疾病の症状等に制限があります。)

母親学級・両親学級

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

妊娠、出産、育児に関する知識の提供や受けられるサービスの紹介をします。開催日時等は「村民だより」でお知らせします。

対象となる方

主に初産の妊婦およびその配偶者

入院助産制度

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2 - 2 1 2 1

入院して出産する費用を支払うことが困難な方が指定病院を利用される場合、前年分所得税の額により費用の全部または一部を援助します。

赤ちゃんのために

出生届

村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

生まれた日から14日以内に届け出てください。出生地、本籍地、住所地のいずれかの区市町村窓口で受け付けます。「出生届」(4ページ)をご覧ください。

新生児訪問

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9 母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等必要に応じて保健婦が訪問し、相談を行います。

乳幼児健康診査・乳幼児歯科健診

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

3・4ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳の乳幼児を対象に健康診査および歯科健診を毎月行っています。(母島は2ヶ月に1回)対象者以外(6歳未満)の方で健診を希望される方は事前に予約してください。開催日時等は「村民だより」でお知らせします。

予 防 接 種

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

いくつかの伝染病に対して抵抗力(免疫)をつくるために予防接種を実施しています。
「伝染病予防のために(予防接種)」(36ページ)をご覧ください。

養 育 医 療

島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2 - 2 9 5 1

2000g以下で生まれた未熟児や医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、医療費の自己負担分を給付します。ただし、指定養育医療期間の入院に限ります。

出 産 費 用 補 助

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

出産日を基準とし、それ以前に継続して1年以上小笠原村に住民登録または外国人登録している産婦の方へ、出産にかかる費用の一部を補助します。

補助額	出産1件につき	村外で出産した場合	200,000円
		他島で出産した場合	100,000円

村に対する債務等のない方に限ります。

出 産 お 祝 い 金 ・ 記 念 品

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

小笠原村に住民登録または外国人登録している方で、赤ちゃんを出産し、その子の住所を小笠原村に定めた方へ、出産お祝い金と記念品を支給します。

お祝い金	児童1人につき	30,000円
記念品	児童1人につき	10,000円相当の品

母 子 栄 養 食 品 の 支 給

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

妊産婦、乳児に粉ミルクを支給します。

対象となる方	生活保護世帯の方
	住民税または所得税非課税世帯の方

保 育 ・ 養 育 の た め に

育 児 学 級

健康福祉課健康福祉係 TEL 2 - 3 9 3 9

母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

子育てのための情報交換や、お友達づくりの場として開催します。開催日時等は「村民だより」でお知らせします。

対象となる方	新しくお母さんになった方
	育児について疑問等を持っている方

保護者が下記のいずれかの状態にあり、就学前のお子さんを家庭で十分保育することができない場合に、保護者にかわって保育をします。

主に家庭外で労働をしている

主に家庭内で労働をしている方で、お子さんの保育ができない

妊娠中もしくは出産後間がない

病気もしくは負傷している、または精神・身体に障害がある

同居の親族を介護している

震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている

～ に類する状態にある

保育園名	場所	電話番号	対象年齢	定員
父島保育園	父島字奥村	2 - 2 5 4 4	2歳児～5歳児	60名
母島保育園	母島字元地	3 - 2 1 1 4	3歳児～5歳児	30名

子どもの手当・助成・相談

子どもの手当

手 当 名	月 額	支 給 対 象	
児 童 手 当	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 1人につき 10,000円	義務教育就学前の児童を養育している方 (所得制限有り) 公務員の方は、勤務先で手続きしてください。	
児童扶養手当	1人 42,370円 (所得金額により28,350円) 2人の場合 5,000円加算 3人目から 1人につき 3,000円加算	父がいない(父が重度の障害を有する場合を含む)児童を養育している方 18歳になった最初の3月まで(児童に障害のある場合は20歳未満)支給されます。(所得制限有り)	
特別児童扶養手当	特児等級1級 51,550円 特児等級2級 34,330円	20歳未満で心身に中度以上の障害を有する児童を養育している方(所得制限有り)	
児 童 育 成	育 成 手 当	1人 13,500円	父または母がいない(父または母が重度の障害を有する場合を含む)児童を扶養する方 18歳になった最初の3月まで支給されます。 (所得制限有り)
	障 害 手 当	1人 15,500円	20歳未満で心身に中度以上の障害を有する児童(脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童を含む)を養育している父または母が養育者(所得制限有り)

各手当とも所得制限内であれば、申請日の属する月の翌月分から支給対象児童の保護者に支給されます。心身障害者の手当は「心身障害者の手当」(26ページ)をご覧ください。

育成医療

「育成医療」(27ページ)をご覧ください。

18歳未満の児童が、骨関節結核やその他の結核にかかり、医師が入院を必要と認めた場合は、その医療費の一部または全額が免除になります。

小児慢性疾患の医療費助成

18歳未満の児童で、小児慢性疾患にかかっている方に、医療保険の自己負担分の助成を行っています。

乳幼児医療費の助成

義務教育就学前まで（6歳到達後初めての年度末まで）の乳幼児を対象とした医療助成制度です。乳幼児を養育している保護者の方を対象に（乳）医療証を発行し、乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担分を助成します。

対象となる方

小笠原村に住民登録または外国人登録している方で、義務教育就学前まで（6歳到達後初めての年度末まで）の乳幼児を養育している方（平成13年9月30日までは、5歳に達した日の属する月の末日までの乳幼児が対象）

ただし、以下の事項に該当する場合は対象になりません。

国民健康保険または社会保険に加入していない場合

生活保護を受けている場合

里親に委託されている場合

児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している場合

小笠原村が定める所得限度額を超える所得がある場合

医療証の交付

義務教育就学前まで（6歳到達後初めての年度末まで）の乳幼児を養育している方で、まだ医療証をお持ちでない方は健康保険証と印鑑を持参して申請をしてください。

こんなときは届出を

こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
子どもが生まれたとき（新規申請）	保険証、印鑑、所得を証明するもの
転入したとき	
転出するとき	医療証、印鑑
死亡したとき	
小笠原村内で住所が変わったとき	
医療保険の変更および喪失	保険証、医療証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	

一部負担金

通院の場合一部負担金はありますが、入院時食事療養を受けた場合には自己負担がありません。

都外の病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、医療費の支給を申請してください。

18歳未満（障害の状態にある場合は20歳未満）の児童を監護するひとり親家庭を対象とした医療助成制度です。この制度の対象となり、ひとり親家庭医療証が交付されると、病院や診療所などで診療を受けるときに一部負担金を支払うだけで医療が受けられます。

対象となる方

小笠原村に住民登録または外国人登録している方で、以下のいずれかに該当する方

ひとり親家庭の父または母

障害の状態にある父または母

両親がいない児童などを養育している養育者

ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日（障害がある場合は20歳未満）までの方

ただし、以下の事項に該当する場合は対象になりません。

国民健康保険または社会保険に加入していない場合

生活保護を受けている場合

乳幼児医療助成制度の対象となる場合

児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している場合

小笠原村が定める所得限度額を超える所得がある場合

医療証の交付

ひとり親家庭の医療助成制度に該当する方で、まだ医療証をお持ちでない方は健康保険証と印鑑を持参して申請をしてください。

こんなときは届出を

こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
ひとり親家庭となったとき（新規申請）	保険証、印鑑、戸籍謄（抄）本、住民票、所得を証明するもの
転入したとき	保険証、印鑑、戸籍謄（抄）本、所得を証明するもの
転出するとき	医療証、印鑑
死亡したとき	
ひとり親家庭でなくなったとき	
小笠原村内で住所が変わったとき	
医療保険の変更および喪失	保険証、医療証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	

一部負担金

都外の病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、医療費の支給を申請してください。